

真和志高等学校同窓会会則

第1条 本会は真和志高等学校同窓会と称し事務所を校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を深めるとともに母校に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために総会又は代議員会で適当と認める事項を行う。

第4条 本会は次にあげる者で組織する。

1 本校（真和志高等学校および ゆい教室）の卒業生

2 本校の現旧職員（但し特別会員として参与）

第5条 本会に下記の役員をおく。役員の任期は3年として再選することができる。

1 会 長 1名

2 副会長 2名

3 代議員 若干名

4 監 査 2名

5 幹 事 若干名

6 相談役 若干名

7 名誉顧問 1名

8 名誉会長 1名

第6条 役員の選出は次の通り行う。

1 会長・副会長は総会で役員の中から選出する。

2 代議員は各期から若干名選出する。

3 監査及び幹事は会長が委嘱する。

4 代議員・監査及び幹事は総会の承認を必要とする。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1 会長は大会を代表し会務を総括し会議を召集し議長になる。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその任務を代行する。

3 代議員は代議員会を構成し予算決算及び重要事項を審議決定する。

4 監査は本会の会計を監査し定期総会において会計監査報告をする。

5 幹事は庶務会計を処理する。

第8条 総会は毎年夏季に会長が招集する。

1 臨時総会は会長が必要と認めた時招集する。

2 代議員が必要と認めた時に臨時総会を招集する。

第9条 本会の経費は入会金及びその他の収入をもってこれにあてる。入会金は千円として入会までに納入する。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第11条 会員は氏名住所職業に変動を生じた時は本会に通知する。

附 則

第12条 会務の処理に必要な細則は別にこれを定める。

1 本会会則の改正は必要が生じた時代議員会で審議のうえ総会の承認により決定する。

2 本会会則は昭和45年3月3日より施行する。

平成元年3月10日第9条の一部改正、平成元年4月1日より施行する。

平成29年8月26日第5条を一部改正

令和4年3月3日 一部改正

令和6年8月28日 一部改正